

市第 128 号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「前項第 1 号に規定する診療所の病床数並びに同項第 2 号」を「前項第 2 号」に改める。

第 9 条第 1 号ア中「又は基準」を削り、「算定方法等」を「算定方法」に改め、同号ア(イ)を削り、同号ア(ロ)を同号ア(イ)とし、同号エ及びオ中「算定方法等」を「算定方法」に改め、同条第 3 号中「診療所、」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センターにおいて、病床を廃止して介護医療院の用に供するため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（施設）

第 3 条 （第 1 項省略）

- 2 前項第 2 号
前項第 1 号に規定する診療所の病床数並びに同項第 2 号及び第
3 号に規定する施設の定員は、規則で定める。

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額

ア 一般診療（エからキまでに規定する診療を除く。以下同じ。）を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法」算定方法等）により算定した額。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.1 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(7) 省略）

- (イ) 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時

食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準

(イ)
(ウ) (本文省略)

(イ及びウ省略)

エ 労災診療（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、 $\frac{\text{算定方法}}{\text{算定方法等}}$ を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

オ 地公災診療（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。）を受けるときは、 $\frac{\text{算定方法}}{\text{算定方法等}}$ を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額

(カ、キ及び第 2 号から第 2 号の 4 まで省略)

(3) _____ 介護老人保健施設又は介護医療院の特別室を利用する場合は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(ア、イ、第 4 号及び第 5 号省略)